

新潟市男女共同参画推進条例

平成 17 年 3 月 18 日公布
新潟市条例第 9 号

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 8 条）
- 第 2 章 推進体制等（第 9 条・第 10 条）
- 第 3 章 基本的施策（第 11 条 - 第 21 条）
- 第 4 章 苦情処理（第 22 条）
- 第 5 章 男女共同参画審議会（第 23 条）
- 第 6 章 雑則（第 24 条）

附則

我が国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、男女共同参画社会基本法の制定など、男女平等の実現に向けた取組が行われてきた。

わたしたちのまち新潟においても、早くから市民と行政がともに、女性の地位向上と実質的な男女平等を目指した取組を積極的に進めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度・慣行による不平等な取扱い、家庭や社会で弱い立場にある者に対する様々な暴力など、男女共同参画の推進を阻害する多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められている。

わたしたちは、ここに、基本的な理念と責務を明らかにし、市と市民、事業者、市民団体の協働の下、市民一人一人が尊重され、男女がともにあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができるまち、新潟を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女平等な社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経

済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会について，男女間の格差を是正するため必要な範囲内において，男女いずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し，勤務し，又は在学するすべての個人をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 市内において自発的な社会活動を行う非営利の団体をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 継続的な人間関係において，優位な力関係を背景に，相手の意に反して行われる性的な言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は，次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ，性別による差別的取扱いを受けることなく，個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が，性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく，自らの意思において多様な生き方を選択することができ，かつ，選択された生き方を互いに尊重し，協力し合うこと。
- (3) 男女が，性別にかかわらず，職場，地域，学校，家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に，対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が，性別にかかわらず，相互の協力と社会の支援の下に，家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を，両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が，互いの性に関する理解を深め，妊娠，出産その他の性と生殖に関して，自らの決定が尊重され，生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は，国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し，国際的な理解と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し，実施しなければならない。

2 市は，市民，事業者，市民団体，国及び他の地方公共団体と連携し，協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は，基本理念にのっとり，男女共同参画についての理解を深め，職場，地域，学校，家庭その他の社会のあらゆる分野において，主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は，市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものと

する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、その活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、他の者に対し、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、配偶者等に対し、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

第2章 推進体制等

(推進体制)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を進めるために、財政上の措置を含め、必要な体制を整備するものとする。

(行動計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ新潟市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及び市民団体の意見を反映させるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画を変更する場合について準用する。

第3章 基本的施策

(審議会等への男女共同参画の機会確保)

第11条 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の数の均衡を図るものとする。

(男女共同参画のための教育の推進)

第12条 市は、男女共同参画を推進するために、学校教育、社会教育など生涯にわたるあらゆる分野の教育において、必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活及び社会生活の両立支援)

第13条 市は、男女が家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を両立することができるように、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民及び市民団体への支援)

第14条 市は、市民及び市民団体が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(事業者等への支援)

第15条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うとともに、必要があると認めるときは、男女共同参画の状況について、報告を求め適切な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

2 市は、農林水産業、商工業その他の産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事する家族等の男女に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(広報活動等)

第16条 市は、基本理念について市民、事業者及び市民団体の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第18条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策策定に当たっての配慮)

第19条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(拠点施設)

第20条 市は、新潟市男女共同参画推進センター(新潟市万代市民会館条例(平成3年新潟市条例第5号)に基づき設置された施設をいう。)を、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者及び市民団体による取組を支援するための拠点施設とする。

(相談への対応)

第21条 市民、事業者及び市民団体は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による人権侵害に関して、市に相談することができる。

2 市は、前項の規定による相談を受けたときは、関係機関等との連携の下に適切な措置を講ずるものとする。

第4章 苦情処理

(施策に関する苦情への対応)

第22条 市長の附属機関として、新潟市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 市民、事業者及び市民団体は、市が実施する男女共同参画を推進する施策又は推進を阻害すると認められる施策についての苦情(以下「苦情」という。)がある場合は、市長に申し出ることができる。

3 苦情処理委員は、市長の諮問に応じ、苦情に関して調査を行い、市長に調査結果を付

して意見を述べるものとする。

- 4 市長は、苦情処理委員の意見を聴いた上で、適切な措置を講ずるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、苦情処理に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第23条 市長の附属機関として、新潟市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を答申すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関し、必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

3 前2項に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。